

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

A Study on the risk management of cities in the Edo Period (1)

村田 あ が

Aga MURATA

要 旨

江戸の火災関連事項の年表を作成・分析し、当時の火災と都市防災に関わる知見を整理し考察する。以前翻刻した江戸時代の出火記録である『防火用心土』の時代背景を明らかにするとともに、筆者が研究対象としている江戸時代中・後期の家相説で扱う江戸の住まいの置かれた状況を解明するための基礎資料作成という位置づけの論考である。

江戸時代の防災都市計画と建築規制、消防制度と触書、火災と世相に関する事項などの火災関連事項を一般的な年表から抽出して作表し、項目ごとに内容を分析・考察した。本稿では江戸時代の前半、慶長6年(1601)から享保2年(1717)までを分析・考察する。延焼防止のための火除け地確保や広小路造営を、土地収公や社寺の郊外移転を通して実現し、江戸が次第に燃えにくい都市へと変貌する様子や、市域が拡大する様子がわかる。

江戸の准法眼が庶民の火の用心のために記したと推測される前掲書の成立した時代背景は、武家や町民が細かな触れ書きに従い防火対策を講じ、大火のたびに町が作り変えられる世相を反映したものであることを明らかにした。

キーワード：都市防災、火災、江戸

1. 緒言

文政12年(1829)5月に江戸将監橋の准法眼が記した江戸の出火記録である『防火用心土』という書物がある。筆者はこの翻刻を平成17年3月に本学短期大学部紀要第42号に掲載し、本書における都市防災の捉え方について考察した⁽¹⁾。

江戸の火災関連事項の年表を作成、分析し、当時の火災と都市防災に関わる知見を整理し考察すると共に『防火用心土』の背景を明らかにすることを目的に本稿を編む。また、筆者が研究対象とする江戸時代中・後期の家相説で扱う江戸の住まいの背景解明にも資すると考える。本稿では慶長6年(1601)から享保2年(1717)までを扱う。

2. 『防火用心土』の概要

文政12(1829)年3月21日、巳の刻過ぎに神田佐久間町二丁目より出火し、日本橋、京橋、芝のおよそ37万軒を焼き、中村座、市村座や日本橋も焼失させ、2,800人もの死者を出した大火災があった。この火災は、その年の干支より「巳丑の大火」と名付けられ、江戸の大火の一つと数えられた。『防火用心土』は、この大火の教訓を元に同年5月に記されたものである。前述した本学短期大学部紀要では、本書の翻刻を通して当時の防火・防災の心得について明らかにした。

『防火用心土』には、火伏せ用心、自火を出さぬ心得、火に属す干支、家相見などの項目の他に、明暦3年(1657)の明暦の大火から文政12年(1829)の己丑の大火までの江戸における主要な火事の記録や、中村座、市村座、森田座(後に守田座)の江戸三座や日本橋、吉原遊郭など江戸の主要な建造物の罹災記録が記載されている。本書は火の用心に関わる信心により火事を防ぐという趣旨に貫かれており、陰陽五行の火に属する日時における火の用心や、普請・転居時に関わる禁忌などが記載されている。観相を手がかりに防火を心がけること、家屋焼失後に住まいを建て直す際の注意事項など、江戸市街地に住まう庶民に直接役立つ防火の心がけを説いており、様々な手を尽くして防火に備える姿勢を知ることができる。

3. 江戸時代の火災と都市防災

3-1 江戸時代の火災と都市防災に関わる年表の作成

3-1-1 年表の作成

本稿では、江戸時代の江戸における火災と都市防災について経年的にその概略を明らかにし、火事とその後の都市防災計画推進を概観することを目的とし、大濱・吉原編『江戸東京年表』⁽²⁾、都史紀要『江戸住宅事情』⁽³⁾、『防火用心土』より、火事災害と都市防災整備に関する事項を抽出し、年表を作成した。

『江戸東京年表』は一般向けの年表であり記載内容も限られるが、「主として社会の動きに焦点

をあて、記述は「事件と生活」、「文化」の2分野に分けた。⁴⁾と前書きに記されるように、江戸の事件と庶民の暮らしに焦点が当たっており、『防火用心土』や家相書との比較検討に用いるものとしてふさわしいと判断した。編者の視点により編まれたものではあるが、火災や防災制度、世相、風俗などを一覧するという目的に適うものとして選択した。

他にも江戸時代の火災年表は存在するが、例えば山本純美が作成した「江戸大火年表」は25件の火災を挙げ、焼失町数、焼失戸数、死者数、範囲をまとめている⁵⁾。また、山本博文監修『江戸時代265年ニュース事典』では、政治・経済、文化・思想、事件・災害、社会・世相の4つのテーマに分けて、1年ごとに一番重要性・話題性がある事項を記載するという形で編成している。事件・災害の項で江戸の火事に関する記載が見られるのは言うまでもないが、瓦葺きの土蔵造りの奨励が社会・世相の項に記載されたり、明暦の大火が政治・経済の項に記載されるなど、火事は江戸時代を通して大きなニュースとして扱われる⁶⁾。

本稿における表は西暦・和暦、火事の記載、防火対策等の記載に分けて記した(表1. 江戸時代の火事災害と防災都市整備)⁷⁾。

3-1-2 江戸時代の火事

表1では計111件の火事を挙げている。江戸時代の江戸の火事の厳密な記録はなく、「江戸府内では約90件が数えられ、それらの件数はよほどの大火であったことから記録はされたものの、大火でない場合は記録されていないため、正確な数は不明である」(山本, 1995)⁸⁾とされる。

また、江戸で最も火災が多い地域は、日本橋堺町、葦屋町界限であり、堺町の中村座や葦屋町の市村座は明暦の大火以降185年間に33回も全焼している⁹⁾。表1の火事記録を見ると、江戸芝居の三座である日本橋堺町の中村座、葦屋町の市村座、木挽町の森田座(後に守田座)や日本橋、江戸城や大名屋敷、吉原遊郭の罹災状況を記したものが多いが、作表出典とした記録に記載があったものと推測される。これらは誰もが知る当時の代表的な建造物であり、江戸のどの地域が罹災したのかを特徴づけるものとして有効であったことがわかる。

3-2 防災都市計画と建築規制

火除け地や広小路の整備、堤の整備等の防災都市計画や、建築材料制限等の建築に関わる規制についてみる。

3-2-1 防災都市計画

防災都市計画に関わる事項は次のように記載されている。寛永18年(1641)3月に日本橋から出火した大火があったが、その後神田、日本橋の材木商に対し、深川佐賀町に材木置き場が与え

られ、木場が日本橋から深川に移される。承応3年(1654)4月には、玉川上水が虎ノ門まで到達し6月に完成する。同時に野火止分水も完成する。

明暦3年(1657)1月の明暦の大火後、同月中に城内御三家屋敷を城外に移し、武家地、市街地の区画整理のため仮屋は簡素にすることが命じられる。また罹災旗本の調査がなされる。2月には江戸城御殿焼失のための応急処置として越谷の御殿を二の丸に移すと共に、計画中の江戸城造営の延期が発表され、大名、町人も建築を簡素にするよう命じられた。

復旧のため、龍ノ口、竹橋、常盤橋内及び代官町、雉子橋内の屋敷割りが行われた。3月には幕府評定所を龍ノ口に移転し、4月に江戸復興に際し、道幅拡大のため、家屋の庇切りを行い、道幅を日本橋通町は田舎間10間、本町通は京間7間、他の主要路は5-6間と定めた。5月には江戸城再建に着手した。6月には靈巖寺が靈巖島から深川に移転し、同じく大火後、吉祥寺が駿河台より駒込に移された。

万治元年(1658)3月には各地に火除け地が設けられる。7月には隅田川に新規の架橋が命じられ、翌年末に両国橋が完成する。東西の橋詰、橋中央に番所が置かれる。同7月には本所村で土地の収公が始まり、田畑は召し上げられ、町屋は残された。江戸市中拡張の一環として、武家屋敷用地、火除け地設置のための町の移転用地、寺社の移転用地に充てるための開発が進められた。竪川、横川、南北割下水などの掘り割りを開削し排水を図り、掘り上げた土で湿地を埋め立て、道路整備をした。同9月日本橋が架け替えられる。

万治2年(1659)1月幕府は本丸御殿の復旧工事に着手し、同8月竣工する。翌万治3年(1660)2月には江戸城総構えの土手に松が植えられ、4月に江戸城二の丸が竣工する。寛文元年(1661)5月、本所近辺の御家人屋敷の修築が本所奉行に命じられ、また牛込土橋から筋違橋までの神田川の維持管理が定められ、堤上の植樹が命じられた。寛文10年(1670)5月、玉川上水川幅を3間拡張し、兩岸に築堤植樹が命じられ、完成後は町年寄が管理することが定められた。8月には本丸御殿が竣工した。市中の河岸倉庫は許可済みの地以外建設禁止、許可地も新築は届け出ること、瓦葺き塗垂倉以外の板屋、茅屋は速やかな取り壊しが触れ出される。

天和3年(1683)、旧臘の八百屋お七火事を経て、雲光寺、本誓寺、法禅寺、弥勒寺などが神田周辺から深川に移る。また日本橋馬喰町北の願行寺が駒込に移る。元禄3年(1690)3月、虎ノ門外太左衛門町から汐留までと日本橋大工町から本材木町にかけて広小路が設置され、同月浅草蔵前通りも広小路になる。翌元禄4年(1691)2月、焼失地の武家屋敷の幾つかが、北本所、南本所に移される。3月、麴町1丁目から6丁目に至る南側の町屋が召し上げられ、広小路が設置される。

元禄8年(1695)の火災、11年(1698)の中堂(勅額)火事を経て、同年9月、所々の広小路には、左に道をつけ矢来を設けて中に松を植え立ち入り禁止とするよう命じられる。数寄屋橋外堀端から木挽町堀端間に約70間の広小路設置。10月、焼失した南北町奉行を再建し、呉服橋内の

南町奉行が鍛冶橋内へ移転する。

正徳2年(1712)1月、日本橋と江戸橋の間に広小路が設けられる。翌正徳3年(1713)12月、火災が続くため、前年以來二度焼けの町が調査される。享保2年(1717)2月、幕府は神田橋外の護持院の地所を収公して護国寺と合わせ、跡地は護持院ヶ原と称される火除け地となる。

3-2-2 建築規制

建築規制については次の事項が挙げられる。慶長6年(1601)閏11月の火災により江戸全域が延焼したが、以後草葺き屋根を改め、板葺き屋根とすることが命じられる。明暦3年(1657)1月の明暦の大火後、同2月には瓦屋根普請の禁止が触れ出される。4月には江戸復興の道幅拡大のため、家屋の庇切りが行われた。万治3年(1660)2月、明暦の大火以降禁止されていた瓦葺き屋根が大名屋敷に許可される。またこの年末に小梅瓦町、中之郷瓦町などに瓦焼を生業とする者が現れる。

寛文10年(1670)8月、市中の河岸倉庫は瓦葺、塗垂倉以外の板屋、茅舎は速やかに壊すことが触れ出される。

3-3 消防制度と触書

武家に対する諸制度や取締り、庶民に対する取締りや触書の発行などをみる。

3-3-1 武家に対する諸制度取締り

武家に対する諸制度及び取り締まりには次のようなものがある。慶長14年(1609)1月に火災時に武士がその場に赴くことが禁じられ、元和2年(1616)9月には武士の火事場への出向の禁止が触れ出される。寛永9年(1632)5月には大番、書院番、花畑番(小姓組)など、諸隊の番士に火事の際の処置方法が触れ出される、寛永16年(1639)3月には城内で火災の際に、先の番士らが指揮を受けずに入城することが禁じられ、各寄場に集合し指揮を待つよう定められる。同年8月に江戸城火災により本丸が焼け、その後寛永20年(1643)9月に大名16家による大名火消制度が確立される。

また正保2年(1645)の日本橋の火災を経て同3年(1646)3月には、出火の際は町方、武家屋敷を問わず、近くの者が消火すること、風が強く江戸城に火が及びそうな時は火消は江戸城に入り防火に努めることなどが定められる。続く慶安2年(1649)5月には、書院番30人、花畑番(小姓組)30人ずつ毎夜交代して城下の火事を見廻り、また辻番人が熟睡しないよう見張ることが命じられている。

明暦3年(1657)1月の明暦の大火後、同月中に場内御三家屋敷は場外に移され、武家地、市

街地の区画整理のため、仮屋は質素にすることが命じられた。また、罹災旗本の調査がなされた。次いで2月にも大名にも建築を簡素にするよう命じられた。万治元年（1658）9月には寄合4名に火消し役が命じられ、与力6騎、同心30人ずつが預けられ、江戸定火消制度が創立する。半蔵門外、飯田町、伝通院前、お茶の水に仮屋敷が置かれ、2人ずつ隔日に火の番を勤める。同9月には仮屋敷に火の見櫓が初めて設けられ、高さ5間の櫓に大太鼓を下げ、四隅に半鐘を吊り下げることとなった。

翌万治2年（1659）3月、辻番は昼2人、夜4人詰めること、夜は1刻に1度ずつ巡回することが定められ、辻番制度が強化された。8月には定火消2組が増設され、北の丸鼠穴、駿河台に仮屋敷が置かれた。9月には江戸城大奥、台所など各所に火の用心、儉約令が出された。11月には定火消の持ち場が定められた。万治3年（1660）11月には定火消2組が増設され、田安代官町、八重洲河岸に仮屋敷が置かれる。

寛文元年（1661）3月、火消し役に夏秋2人ずつ交代で知行地に赴き休暇を取るように命じられる。同5月には本所近辺の御家人屋敷の修築が本所奉行所に命じられた。寛文2年（1662）2月、定火消が2組増設された。5月、市ヶ谷万松院と駿河台に仮屋敷が設置される。貞享2年（1685）1月、出火に際し町奉行が現場に赴くよう定められる。元禄8年（1659）3月、定火消役を5組増設し、計15組となる。元禄11年（1698）9月、30人の火事場目付が新設される。翌元禄12年（1699）2月、定火消の火災報知手段として太鼓を打つことが定められる。元禄15年（1702）4月に、元禄12年（1699）11月以来停止されていた盗賊改めが再度設置され、閏8月には博奕改めを新設し、11月火付改めを任命する。

宝永元年（1704）10月、八王子千人同心が江戸防火の任務を命じられ、定火消が6組に減らされる。宝永5年（1708）3月、八王子千人同心が困窮のため江戸防火の任務を解かれる。享保元年（1716）東西南北の4隊に編成されていた方角火消しが、大手組、桜田組の2組に再編成される。

3-3-2 庶民に対する取締りや触書

庶民に対する取締りや触書の発行には次のようなものがある。慶長14年（1609）7月に喫煙が禁止される。正保3年（1646）3月には的場曲輪内に火をつけた紙鳶（凧）を落とした者があり、これより江戸市中での紙鳶遊びが禁じられる。慶安元年（1648）12月には家督相続や夜番と共に火の用心について定めた触れが出される。慶安4年（1651）7月には無頼の徒改め、鬭争の禁止と共に火の用心が触れ出される。翌承応元年（1652）4月には火事現場で古釘、古鉄を買い取ることが禁じられ、9月の承応事件と呼ばれる浪人一党による芝増上寺への放火事件後の10月には、湯島天神下茶屋で、浪人、風呂屋、火の番、僧侶などの博打打ちが多数捉えられ、翌月処罰されている。

承応2年（1653）2月、町中各家に消火用水桶、梯子を備えるよう触れ出され、2年後の明暦

元年(1655)3月には、市内に防火用の井戸を掘るよう触れ出されている。明暦3年(1657)1月の明暦の大火後、6月には築地小道の板、杭や仮橋の板などを抜き取る者が屢々見られ、また湯女風呂が大量に検挙され、200軒の風呂屋が取りつぶされる。

万治元年(1658)10月には火事の際の消火心得や町人の避難場所が制定される。万治3年(1660)1月の火災後、月末には薪商が薪を河岸に3尺以上積むことが禁止された。寛文元年(1661)3月、火災の際諸道具、長持類を両国橋の上や橋詰に置くことを禁ずる触れが出された。10月江戸市中の茶店、煮売りの酉の刻以降の営業禁止、夜中に火を使い煮物を売ることの禁止、夜中の不審者を辻番が改めて引き連れることが触れ出される。

延宝元年(1673)5月、大川筋海の手以外での花火の打ち上げ、からくり龍勢(仕掛け花火)、辻鞠、辻相撲、暮れ六つ時以降の煮売りの禁止、塵芥掃除役について触れ出される。延宝6年(1678)1月、旧臘の新吉原の火災を経て、失火の処分は、本人斬罪、名主、五人組は入牢と定められる。翌年も火災があり、天和元年(1681)11月には出火の際、長持、車長持の両国の仮橋の通行禁止の町触れが出される。

天和3年(1683)1月、旧臘の八百屋お七火事を経て、火の用心のため、風の烈しい時は各町1、2箇所ずつ昼夜屋根に番人を立てることが命じられ、屋根番の始めとなった。また同月には火事の際に妨げとなる車長持が禁止された。貞享元年(1684)10月、火の用心のため、翌3月まで強風時の外出禁止、外出中風が吹き出したらすぐ帰宅することが触れ出される。貞享3年(1686)11月には、うどん、そばなど、火を持ち歩いての商いが禁止され、店での煮売り、焼売りも火の取扱いを厳重にするよう触れ出され、元禄2年(1689)1月には防火上問題のある火を持ち歩く商売が禁じられる。翌元禄3年(1690)1月、火を移す際に用いる付木の販売が禁止され、麻がらの使用が命じられる。元禄6年(1693)10月には警火のため、下馬所での喫煙が禁止される。

宝永元年(1704)7月、防火のため、夜間提灯を灯して徘徊する念仏講や女巡礼が禁じられ、以後度々禁止令が出される。7月、大川筋で大からくり興行や花火を揚げることが禁じられる。翌宝永2年(1705)6月、市中での花火の打ち上げと販売が禁止され、以後も屢々禁令が出される。宝永4年(1707)3月、船の運航に支障を来し、火災の危険もあるため、白魚漁船が減らされる。享保2年(1717)1月、自身番の番人は昼夜を問わず防火犯の警戒に努めるよう命じられる。6月、山王祭では見物人は行儀を良くし、火の始末を怠らぬよう町触れが出される。

3-4 火災と世相、火消し装束

火災と世相、火消し風俗には次のような事項が挙げられる。明暦3年(1657)1月18日の明暦の大火後、同21日には米価が高騰し、2月には以後3年間参勤の献物を質素にし、端午、重陽、歳暮以外の贈り物を禁じる命が出された。また罹災した10万石以下の大名や旗本に、復旧資金

が貸与、下賜され、火事被災町人には救済金15万両が下賜された。

同じく2月には大火後の建築ラッシュにより賃金が高騰し、人夫、職人の賃金が公定される。大工、屋根葺き、石切、左官、畳刺しは1日銀3匁、木挽きは1日銀2匁とされた。同月末には人夫の賃金上限を70人で金1両に公定する新しい触れが出される。

万治元年(1658)1月、幕府が火事で罹災した大名に貸与金を出し、旗本、町人には下賜金を与える。春には江戸城二の丸に吹き小屋が設けられ、天守で焼けた金銀を改鑄した。9月、火消し役屋敷の新設により屋敷を移転させられた者に移転費用が下賜される。また、大火後、千人同心の徒士300人が牛込天龍寺に数ヶ月寓居したことにより、同寺に銀100枚が下賜される。万治3年(1660)8月、明暦の大火後修復の進まない神田明神、芝神明社などに造営料が幕府から下賜された。

寛文元年(1661)9月、江戸市中の婦女を誘拐した罪で火番が切腹となる。寛文8年(1668)2月の火災を経て、3月、大火により武士の絹、紬以外の紗綾、縮緬、毛布、羽二重、ひら縞の衣服の新造が禁じられる。7月、二の丸火番が屋敷を町人に又貸しした上、退出時に帯刀していることを番所で見とがめられ追放される。

天和2年(1682)年末に八百屋お七火事が起き、翌天和3年(1683)には旧臘の火事の復興工事の暴騰抑制のため、1割以上の賃上げ禁止が触れ出される。3月末には駒込片町の八百屋久兵衛娘お七が火刑となる。元禄8年(1695)9月、放火などの犯罪が多発する。元禄12年(1699)4月、火事羽織の皮飾りが禁じられる。元禄15年(1702)2月、町火消しと大名火消しの競り合い、火事羽織の華美が禁じられる。

正徳元年(1711)旧臘、1月に2回、年末と火災が続き、二度焼けの10町に対して米1万俵が貸し出され、前年と二度焼けの36町に米5万俵が貸し出される。

3-5 供養と回向

明暦3年(1657)1月の明暦の大火後、2月には大火の焼死者10万8千人余り(回向院の過去帳には2万2人)の遺体を本所牛島新田に埋葬し、後に小石川智光寺の信譽上人が住み、寺院を建立し回向院ができる。宝永3年(1705)本所回向院で明暦大火犠牲者の50年忌法要が営まれる。

4. 江戸時代前半の火事と防災

本稿では、上記のように慶長6年(1601)から享保2年(1717)に至る江戸時代前半の江戸の火災と防災について項目別に事象を挙げた。江戸時代を通しての考察は続報に譲りここでは江戸

時代前半の火災と防災について考察する。歴史資料の扱いとしては、一般的な年表の記載をもとに再構成しており粗雑さが否めないが、江戸時代の火事と罹災後の江戸の都市計画、都市防災計画の進捗、武家や町民への各種規制などの相関性を概観し、防災まちづくりが次第となされる全貌を見ることを目的として作表した⁴⁰⁾。

4-1 防災のための都市と建築の規制

防災都市計画の視点からは、度重なる火災に対して木造家屋の櫛比する江戸では対応のしようがなく、燃え広がらないことを目的とした対策が講じられる様子がわかる。防災に関わる対策は後手に回ることが多く、現在の建築基準法の耐震基準も大地震を経るたびに見直されていることは自明である。江戸期においても、材木商は大火後に神田、日本橋から深川佐賀町に木場を移すことを命じられるなど、大火を経験するたびに江戸は拡張し、整備されている。

特に明暦3年(1657)の明暦の大火後には数多くの整備が実施された。場内御三家家屋を場外に移し、市街地区画整理を進め、罹災旗本の調査が行われた。大名も町人も建築を簡素化するよう命令が下り、道路拡張のために家々の庇切りも行われた。道路を拡張し、土地収公による火除け地創出による延焼防止がほぼ唯一の防火対策であったため、寺社の郊外への移転、掘割開削による整備が進められた。明暦の大火の翌年に日本橋が架け替えられ、翌々年に両国橋が完成した。これは江戸の防衛より被災者の避難を優先させたためである。

江戸城の改修は当初すぐに計画されたが、一時造営延期が発表され、明暦の大火後に本丸御殿復旧工事に着手したのは2年後の万治元年(1659)であった。翌年江戸城総構えの土手に松が植樹された。その後神田川堤上の植樹、玉川上水の拡幅、築堤植樹なども命じられ、燃えにくい都市へと変貌する様子が見て取れる。

建築単体の規制としては、草葺き屋根の禁止、板葺の奨励、町中各家の消火用水桶、梯子の装備、市中に防火用井戸の掘削要請などが触れ出された様子が見える。明暦の大火後には瓦屋根普請の禁止令も出るが、これは3年後に大名屋敷にのみ許可された。またこの年には小梅瓦町、中之郷瓦町で瓦の生産が始まった。寛文10年(1670)には市中の河岸倉庫での板屋、茅舎は速やかに壊す旨の触れが出されており、建築単体規制とはいえ、燃えないまちづくりへの貢献が志向されていることが明らかである。

4-2 消防制度と武家、町人

江戸期当初は武士の火事場への出向禁止の触れが複数回出され、消火より江戸城や武家屋敷の防衛が優先されたことがわかるが、正保3年(1645)には出火の際は町方、武家屋敷を問わず近

くのが消火し、風が強く江戸城に飛び火しそうな場合は火消しは入城し防火に努めるなど、防災が優先されるようになった。

その後は防災の人的整備である火事見廻りや火消し役などの設置が進み、万治元年（1658）に江戸定火消制度が創設された。火消し役の仮屋敷に初めて火の見櫓も設置され、その後も定火消は増強され、仮屋敷も増える。寛文元年（1661）に、火消し役には夏秋2人ずつ交代で知行地に赴き休暇を取るよう下命されていることから、この役が重視されていたことがわかる。

一方町人に対しては、日々の生活においていかに防火の観念が必要かわかる触書が多く発せられている。すでに慶長14年（1609）には喫煙の禁止が下されている。その後も火をつけた紙風が落とされて以来江戸市中での紙風遊びが禁じられたり、火災で逃げる際に道具や長持ちを両国橋上や橋詰に置くことを禁じたり、茶店、煮売りの夜間の営業停止、大川筋海の手以外での花火の打ち上げ禁止など、数多くの禁止事項が絶えず発せられている。

また、防火以外の事項を取り締まる触書にも火の用心が付け加えられる場合もあり、慶安4年（1651）には無頼の徒の改め、闘争禁止と並べて火の用心が触れ出され、明暦の大火翌年には火事の際の消火の心得、町人の避難場所が制定されている。また、不審者の取締り強化のための辻番制度の強化もみられる。

失火処分は重く、延宝6年（1678）には本人斬罪、名主、五人組は入牢と定められ、失火本人のみならず長屋の店を管理している名主や五人組にも連帯責任が課せられる様子がわかる。貞享元年（1684）10月には火の用心のため、翌年3月まで強風時の外出禁止、外出中風が吹き出したら直ぐ帰宅することが触れ出されるなどの記録もあり、これらの記載からは、市中の風紀取り締まりに防火の視点があること、また火災の原因として無頼の徒による事件等が多く、それを特記せざるを得ない状況があったことが明らかである。

4-3 火災と世相

明暦の大火後は米価高騰、幕府による被災町人への見舞金の下賜、大名旗本への復興費用の資金貸与や下賜などが記載されると共に、建築ラッシュによる賃金高騰、職人賃金公定なども記載され、この状況は大火のたびに繰り返される。「火事と喧嘩は江戸の華」と称される大火後の世相を表す記載である。

火消し役屋敷として収公され、屋敷を移転せざるをえなかった者への移転費用や、千人同心の寓居費用が下賜された記録もあり、大火後に派生する様々な出費を知ることができる。また、1年、1か月に2度3度と火災に見舞われる不幸な町もあり、二度焼けの町に米1万俵が貸し出されたという記録もある。

明暦の大火では一説に10万人を超える死者が出たと言われるが、この遺体を本所牛島新田に

埋葬し回向院を建立したこと、宝永3年(1705)には明暦大火犠牲者の50年忌法要が営まれた記載もあり、大火後の供養と回向も特記されるべき事項であることがわかる。

5. 結語と展望

己丑の大火に罹災した経験をもとに、江戸庶民による都市防災の手段として火除けや火の用心のまじないや民間信仰を記載し、庶民に常日頃の防災の知恵を授ける意図で編まれた『防火用心土』の背景として、江戸期の火災と都市防災に関する事項を表にまとめ分析する作業の前半が本稿の占める内容である。

木造の住宅や建造物が櫛比し人口も多い特異な都市であった江戸が、頻繁に起こる火災を経験するたびに都市域を拡大し徐々に防災都市化していった様子を、都市防災、武家や町民の対応、世相などから明らかにした。

本稿で作成した江戸時代の火災年表を見れば明らかなように、江戸の准法眼が防災の心得を執筆し発行する意味は、不断に襲ってくる火災への備えの意識づけに他ならない。江戸の町民にとってみれば、大火の後に出版される触書きや、自らや家族・周囲の人々の経験から次なる火災で罹災しないための用心をする以外に適切な方法はとり得ないであろうことを推測すると、准法眼が記す火除けのまじないもあながち的外れなとも言えないことがわかる。

筆者が研究対象としている江戸時代中・後期の家相書では、吉凶判断の凶判断の中に「火災」が挙げられる。家相を整えることにより住まいと家族がこうむる災害から逃れようとする意図がみられ、凶判断では「病難」、「家内不和」、「家名衰退、養子相続」などに並び「災害、剋害、水害、水難、火災」がみられる¹⁾。江戸時代の江戸において、住まいと家族がこうむる可能性の高い火災が身近にあったこと、火災による屋敷の移転や転居が頻繁に行われたことが家相という観相を流行させた一因であることが本稿からも明らかとなった²⁾。

次報で江戸後期の状況をまとめ、江戸期の火災と都市防災の概要を総括したい。

注

- (1) 拙稿「江戸時代の都市防災に関する研究(1) 文政12年『防火用心土』の翻刻」跡見学園女子大学短期大学部紀要第42集、2006年、p.27-47
- (2) 大濱徹也、吉原健一郎著増補版『江戸東京年表』小学館、2002年
- (3) 東京都公文書館編集都史紀要34『江戸住宅事情』東京都情報連絡室、1990年
- (4) 前掲『江戸東京年表』p.1-2
- (5) 山本純美『江戸・東京の地震と火事』河出書房新社、1995年、p.13

- (6) 山本博文監修『江戸時代265年ニュース事典』柏書房、2012年
- (7) 『防火用心土』では、明暦大火について次のように記載している。「一、明暦三丁酉年 此角宿火曜 奥山の火 正月十八日辰の刻より二十日迄、火元本郷丸山より深川海辺、また牛嶋辺迄、十九日巳の刻、小石川新鷹匠町火元、又酉の刻、糞町火元二口にて、山王辺御曲輪内外、大小大概江戸町々残らず、芝海辺迄、歳数凡九千余焼亡、三日三晩にて火鎮まりぬ。むさし□にくはし。」(□は不明文字) 前掲拙稿 p.54
- (8) 山本前掲書、P14
- (9) 小沢詠美子『災害都市江戸と地下室』吉川弘文館、1998年、p.9
- (10) 例えば、安政江戸地震に関する被害図作成において、新田太郎、北原糸子は「災害史における時間認識と空間認識—安政江戸地震を事例に」江戸遺跡研究会編『災害と江戸時代』吉川弘文館、2009年所収において、次のように考察している。新田、北原は安政江戸地震の被害地図を、歴史的、考古学的知見をもとに江戸図のデジタル化をしているが、「作成した被害地図は、基本資料の不足により、結果的に一般的な傾向を指摘する程度のもとなった。しかし、前近代の記録資料を近代測量学以降の空間認識に捉え直すことにより、安政江戸地震という歴史災害における被害の実態の認識に幅を持たせることができたと考える。前近代の自然災害の社会的要因を究明するためには、こうした手法による情報収集・分析が有効であるといえるだろう。」(同 p.167)、「歴史災害の統計資料がはらむ、空間と記述の乖離という問題に対し、歴史学は資料の分析により記述を平準化させ、空間に還元する努力ができる」(同 p.168)と述べ、手がかりとなる断片的な記録、史・資料をもとに全貌を把握する作業の意義と難しさを語っている。
- (11) 拙著『江戸時代の家相説』1999年、雄山閣、p.131-142
- (12) 拙著前掲書 p.35-37

表 1. 江戸時代の火事災害と防災都市整備

吉原・大濱編『江戸東京年表』、都史紀要『江戸住宅事情』、『防火用心土』より、火事災害と防災都市整備に関する事項を抽出(村田作成)

西暦	元号	火 事	防災対策など
1601	慶長 6	閏 11 月 2 日、日本橋駿河町より出火、江戸全域が延焼。	以後草葺き屋根をやめ、板葺きとする。
1609	慶長 14		1 月 2 日、火災時に武士がその場に赴くことが禁じられる。 7 月 14 日、喫煙が禁止される。
1616	元和 2		9 月 29 日、武士の火事場への出向の禁止が触れ出される。
1632	寛永 9		5 月 7 日、大番、書院番、花畑番(小姓組)など、諸隊の番士に火事の際の処置方法が触れ出される。
1639	寛永 16	8 月 11 日、江戸城火災により本丸が焼け、二の丸、天守閣、城櫓は罹災せず残る。	3 月 21 日、城内で火事があっても、大番、書院番、花畑番の番士らが指揮を受けずに城内に入ることが禁止され、各寄場に集合し、指揮を待つよう定められる。

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

1641	寛永 18	3月30日、日本橋から出火し、通四町、箔屋町、檜物町、大工町、油町などが延焼する。	大火後、神田、日本橋の材木商に、深川佐賀町に材木置き場が与えられ、木場が日本橋から深川に移される。
1643	寛永 20		9月27日、6万石以下の大名16家を、江戸の火消役に任命する(大名火消)。1万石につき人足30人と定め、16家を4組に編成し、1組が10日ずつ防火にあたることとする。
1645	正保 2	12月15日、日本橋富沢町から出火、吉原が全焼する。	
1646	正保 3		3月14日、出火の際は、町方、武家屋敷を問わず、近くの方が消火すること、風が強くと江戸城に火が及びそうときは、火消は江戸城に入り防火に努めることなど、消防制度が定められる。 3月26日、前夜、的場曲輪内に、火をつけた紙鳶(凧)を落とした者があり、これより、江戸市中での紙鳶遊びが禁じられる。
1648	慶安元	7月26日、夜、新番木造俊次の家臣六右衛門が、放火して主人の屋敷を焼き、主人及び妻子など11人を鎗で突き殺して逐電する。29日に自殺未遂後、捕らえられ磔刑となる。	12月、町人の家督相続や夜番、火の用心などについて定めた触れが出される。
1649	慶安 2		5月10日、書院番30人、花畑番(小姓組)30人ずつ毎夜交代して城下の火事を見回り、又辻番人が熟睡しないよう見張ることが命じられる。
1651	慶安 4		7月、無頼の徒の改め、争闘の禁止、火の用心が触れ出される。
1652	承応元	9月13日、芝増上寺に放火し、金品を奪い、老中の暗殺を謀った浪人別木庄左右衛門の一角が捕らえられ、21日死罪となる(承応事件)。	4月10日、火事現場において、古釘、古鉄(ふるかね)を買い取るなどが禁じられる。 10月28日、湯島天神下茶屋で、浪人、風呂屋、火の番、僧侶などの博奕打ちが多数捕らえられ、翌月7、8日に処罰される。
1653	承応 2		2月4日、町中各家に消火用水桶、梯子を備えるべきことが触れ出される。
1654	承応 3		4月、玉川上水が虎ノ門まで到達し、6月に完成。同時に野火止分水もできる。
1655	明暦元		3月20日、市中に防火用の井戸を掘るよう触れ出される。
1657	明暦 3	1月18日、本郷丸山本妙寺より出火し、大火となる(明暦の大火)。翌19日にも小石川より出火し、天守、本丸御殿など、江戸城の大半が焼け、以降天守閣は廃される。吉原や日本橋堺町の中村座、葺屋町の市村座も消失する。	1月21日、火事により米価が高騰する。 1月23日、城内にあった御三家の屋敷を場外に移す。 1月25日、武家地、市街地の区画整理をする計画があるため、仮屋は簡素にすることなどが命じられる。 1月30日、罹災した旗本の屋敷を書き上げさせる。 2月7日、大火により江戸城御殿が焼失したため、応急処置として越谷の御殿を二の丸に移す。 2月9日、計画中の江戸城造営の延期が発表され、大名、町人も建築を簡素にするよう命じられる。又3年の間、参勤の献物を質素にし、端午、重陽、歳暮以外の贈り物を禁じる。罹災した10万石以下の大名や旗本に、復旧資金が貸与、下賜される。 2月10日、幕府は火事被災町人に、救済金15万両を下賜。 2月10日、復旧のため、龍の口、竹橋、常盤橋内

		<p>及び代官町、雉子橋内の屋敷割りが行われる。</p> <p>2月17日、大火後の建築ラッシュにより賃金が高騰し、人夫、職人の賃金が公定される。大工、屋根葺き、石切、左官、畳刺しは1日銀3匁、木挽きは1日銀2匁。</p> <p>2月29日、大火の焼死者10万8000余人の遺体を本所牛島新田に埋葬する。後に小石川智香寺の信譽上人が住み、寺院を建立し回向院ができる（回向院の過去帳には2万2人とのこと）。</p> <p>2月30日、瓦屋根普請の禁止、人夫の賃金の上限を70人で金1両に公定するなどの触れが出される。</p> <p>3月2日、幕府評定所を籠の口に移転する。</p> <p>4月5日、江戸復興に際し、道幅を拡大するため家屋の庇切りを行い、道幅を日本橋通町は田舎間10間、本町通は京間7間、他の主要路は5～6間とする。</p> <p>5月9日、江戸城再建に着手する。</p> <p>6月9日、築地小道の板、杭や仮橋の板などを抜き取る者がしばしば見られる。</p> <p>6月10日、靈巖寺が靈巖島から深川に移転する。</p> <p>大火後、吉祥寺が駿河台より駒込に移される。</p> <p>大火のため、湯女風呂が大量に検挙され、200軒の風呂屋が取りつぶされる。</p>
1658	万治元	<p>1月18日、幕府が火事で罹災した大名に貸与金を出し、旗本、町人には下賜金を与える。</p> <p>3月、この頃、各地に火除け地が設けられる。</p> <p>春、江戸城二の丸に吹き小屋が設けられ、天守で焼けた金銀を改鑄する。</p> <p>7月16日、隅田川に新規の架橋が命じられ、翌年12月13日に完成し、両国橋と名付けられる。東西の橋詰、橋中央に番所が置かれる。</p> <p>7月、この頃、本所村で土地の収公が開始され、田畑は召し上げられ、町屋はそのまま残される。江戸市中拡張の一環として、武家屋敷用地、火除け地設置のための町の移転用地、寺社の移転用地にあてため開発が進められた。堅川、横川、南北割下水などの掘り割りを開削して排水を図り、掘り上げた土で湿地を埋め立て、道路を整備した。</p> <p>9月8日、寄合近藤用将、内藤正吉、秋山正房、町野幸宣に火消役が命じられ、与力6騎、同心30人ずつが預けられ、江戸定火消制度が創立する。半蔵門外、飯田町、伝通院前（1725に小川町に移転）、お茶の水に仮屋敷が置かれ、2人ずつ隔日に火の番を勤める。仮屋敷には初めて火の見櫓が設けられ、高さ5間の櫓に大太鼓をぶら下げ、四隅に半鐘を吊り下げる。</p> <p>9月14日、火消し役屋敷の新設により、屋敷を移転させられた新居関番三宅重吉ら6人に、移転費用が下賜される。</p> <p>9月23日、大火後、千人同心の徒士300人が牛込天龍寺に数ヶ月寓居していたことにより、同寺に銀100枚が下賜される。</p> <p>9月、大火後初めて、日本橋が架け替えられ、鋳物御大工椎名吉綱が擬宝珠をつくる。</p> <p>10月28日、火事の際の消火の心得や町人の避難場所が制定される。</p>

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

1659	万治 2		<p>1月、幕府が、明暦の大火後の本丸御殿の復旧工事に着手、</p> <p>3月、辻番は昼は2人、夜は4人詰めること、夜は一刻に一度ずつ巡回することなどが定められ、辻番制が強化される。</p> <p>8月、本丸御殿が竣工する。</p> <p>8月21日、寄合水野守政、永井直孟が火消役を命じられ、定火消2組が増設される。北の丸鼠穴、駿河台に仮屋敷が置かれる。</p> <p>9月5日、江戸城大奥、台所など各所に火の用心、儉約令が命じられる。</p> <p>11月2日、定火消の持ち場が定められる。</p>
1660	万治 3	<p>1月14日、湯島天神大門から出火、人家2350軒を焼く。中村座、市村座も焼失する。</p>	<p>1月29日、薪商が薪を河岸に3尺以上積むのを禁じられる。</p> <p>2月6日、明暦の大火以降禁止されていた瓦葺き屋根が、大名屋敷に許可される。</p> <p>2月、江戸城総構えの土手に松が植えられる。</p> <p>4月9日、江戸城二の丸が竣工する。</p> <p>8月20日、明暦の大火後、修復の進まない神田明神社、芝神明社などに、造営料が幕府より下賜される。</p> <p>11月18日、寄合山口重直、内藤重頼が火消し役を命じられ、定火消し2組が増設される。田安代官町、八重洲河岸に役屋敷が置かれる。</p> <p>小梅瓦町、中之郷瓦町などに、瓦焼きを生業とする者が現れる。</p>
1661	寛文元	<p>1月20日、神田鷹匠町から出火、京橋木挽町の森田座など</p> <p>11月3日、浅草の堀田正休邸内の塩硝蔵が、修復工事中の人夫の煙草から引火して爆発する。7人が死に、近所の11寺大名屋敷などに被害が出る。</p>	<p>3月14日、火災の際、諸道具、長持類を両国橋の上や橋詰に置くことを禁ずる触れが出される。</p> <p>3月25日、火消し役の者に、夏秋に2人ずつ交代で、知行地に赴いて休暇をとるように命じられる。</p> <p>5月21日、本所近辺の御家人の屋敷の修築が本所奉行に命じられる。</p> <p>5月、牛込土橋より筋違橋まで、神田川の維持、管理について定められ、堤上の植樹が命じられる。</p> <p>9月26日、火番蒲田十兵衛が、江戸市中の婦女を誘拐した罪で切腹となる。</p> <p>10月、江戸市中の茶店、煮売りの西の刻以降の営業禁止、夜中に火を使い煮物売ることの禁止、夜中の不審者を辻番が改めて引き連れることが、触れ出される。</p>
1662	寛文 2		<p>2月8日、蒔田定行と堀田一輝(9日)が火消し役に任命され、定火消し2組が増設される。</p> <p>5月12日、市ヶ谷万松院の地と駿河台に仮屋敷が設置される。</p>
1668	寛文 8	<p>2月1日、未の刻に牛込の酒井忠直下屋敷から出火し、市谷、麴町から芝海の手まで類焼する。同刻、駒込元吉祥寺東北の御中間町からも出火し、神田、日本橋本通りに及ぶ。さらに麴町門外町屋からも出火する。3度の火事で、武家屋敷2407、寺136、町屋132町半、百姓屋170を焼くという。</p>	<p>3月、大火により武士の絹、袖以外の紗綾、縮緬、毛布、羽二重、ひら縞の衣服の新造が禁じられる。</p> <p>7月6日、二の丸火番河合清左衛門が、自分是他所に住んで屋敷を町人に貸し、また宿直よりの退出の際に刀を懐にさしているところを番所で見とがめられ、追放される。</p>
1670	寛文 10		<p>5月25日、玉川上水の川幅が狭いため、3間切り広げ、兩岸に築堤植樹が命じられ、完成後は町年寄が管理することが定められる。</p>

			8月、本丸御殿が竣工する。市中の河岸倉庫は、許可済みの地以外の建設禁止、許可地についても新築は届け出て指揮を受けること、瓦葺き、塗垂倉以外の板屋、茅舎は速やかに壊すことが触れ出される。
1673	延宝元		5月28日、大川筋海の手以外での花火の打ち上げ、からくり龍勢（仕掛け花火）、辻鞠、辻相撲、暮れ六つ時以降の煮売りの禁止や、塵芥掃除役について触れ出される。
1676	延宝4	12月7日、吉原より失火し、寺町、花川戸、山の宿を延焼し、本所中之郷あたりまで及ぶ（新吉原最初の大火）。	
1678	延宝6		1月12日、失火の処分について、本人は斬罪、名主、五人組は入牢とすることが定められる。
1679	延宝7	5月29日、堺町大坂七太夫座より出火し、数町を類焼する。日本橋堺町の中村座、葺屋町の市村座も焼失する。	
1681	天和元		11月12日、出火の際、長持、車長持の両国の仮橋の通行を禁止する町触れが出される。
1682	天和2	12月28日、駒込大門寺より出火し、下谷、浅草、本郷から神田、日本橋に及ぶ（八百屋お七火事）。中村座、市村座が焼失する。	
1683	天和3	12月16日、大火で、日本橋の中村座や市村座が焼失する。	1月2日、旧臘の火事による工事の暴騰を抑えるため、1割以上の値上げ禁止が触れ出される。 1月12日、火の用心のため、風の烈しいときは、各町に1、2カ所ずつ、昼夜屋根に番人を立てることが命じられる（屋根番の始め）。 1月19日、火事の際に妨げとなる車長持が禁止される。 3月29日、駒込片町の八百屋久兵衛娘お七が火刑となる。のち『好色五人女』などに描かれる。 雲光寺、本誓寺、法禅寺、弥勒寺などが、前年の火災の後、神田周辺より深川に移る。また日本橋馬喰町北の願行寺が駒込に移る。
1684	貞享元		10月、火の用心のため、この月より3月まで、強風時の外出を禁止し、外出中風が吹き出した時は、すぐ帰宅することなどが触れ出される。
1685	貞享2		1月20日、出火に際しては町奉行がその地に赴くよう定められる。
1686	貞享3		11月、うどん、そばなど、火を持ち歩いての商いが禁じられ、店での煮売り、焼き売りについても火の取り扱いを厳重にするよう触れ出される。
1689	元禄2		1月、防火上問題のある火を持ち歩く商売が禁じられる。
1690	元禄3		1月7日、火を移す際に用いる付木の販売が禁止され、麻がらの使用が命じられる。 3月16日、虎ノ門外太左衛門町から汐留までと、日本橋大工町から本材木町にかけて、広小路が設置され、この月浅草蔵前通りも広小路になる。広小路は火除け地としての機能も持つ。
1691	元禄4	2月10日、麴町で火災が発生。	2月21日、焼失地の武家屋敷の幾つかが北本所、南本所に移される。

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

			3月、麴町一丁目から六丁目にいたる南側の町屋が召し上げられ、広小路が設置される。
1693	元禄 6		10月、警火のため、下馬所での喫煙が禁止される。
1695	元禄 8	2月8日、昼未の刻に四谷塩町より出火、6万軒の家屋を焼き、夜寅の刻芝海手で鎮火する。 9月、放火などの犯罪が多発する。 12月26日、京橋数寄屋町から出火、山下門外から木挽町橋にかけて類焼し、森田座も焼失する。	3月18日、定火消し役5組を増設し、計15組となる。
1698	元禄 11	9月6日、新橋南鍋町より出火、千住まで326町を焼き、できたばかりの上野寛永寺根本中堂が焼失する(中堂火事、勅額火事)。 12月10日、日本橋本石町から出火、八丁堀で鎮火するが、中村座、市村座、日本橋が焼失する。	9月18日、30人の火事場目付が新設される。 9月25日、所々の広小路には、左に道をつけ、矢来を設けてその中に松を植え、立ち入り禁止にするよう命じられる。 9月26日、数寄屋橋外堀端から木挽町堀端間に、約70間の広小路を設置する。 10月、焼失した南北町奉行所を再建し、呉服橋内の南町奉行所が鍛冶橋内へ移転する。
1699	元禄 12	3月19日、日本橋小田原町一丁目と靈巖島本湊町から出火し、八丁堀まで延焼。 3月21日、南北25町、東西2町を焼く火災が発生する。	2月22日、定火消しの火災報知の手段として、太鼓を打つことが定められる。 4月28日、火事羽織の華飾りが禁じられる。
1702	元禄 15	2月11日、四谷新宿より出火、青山から麻布を越え、品川宿で鎮火するが、麻布、品川両御殿が焼失する。	2月15日、町火消しと大名火消しの競り合い、及び火事羽織の華美が禁じられる。 4月9日、1699年11月25日以来停止されていた盗賊改めが再度設置され、閏8月9日には博奕改めを新設する。 11月25日、火付改めを任命する。
1703	元禄 16	11月29日、小石川の水戸徳川家藩邸より出火、本郷、下谷から本所、深川まで延焼し、日本橋の中村座、市村座も類焼する(水戸様火事)。	
1704	宝永元		7月13日、防火のため、夜間提灯を灯して徘徊する念仏講や女巡礼が禁じられ、以後度々禁止令が出される。 7月、大川筋で大からくり興行や花火を揚げることが禁止される。 10月7日、八王子千人同心が、江戸防火の任務を命じられる。 定火消しが6組に減らされる。
1705	宝永 2		6月3日、市中での花火の打ち上げとその販売が禁止され、以後もしばしば禁令が出される。
1706	宝永 3	1月14日、神田から出火、日本橋堺町、大坂町あたりまで延焼し、中村座、市村座が焼失する。 11月20日、日本橋和泉町から出火、住吉町、堺町、葺屋町など幅3町、長さ15町を焼き、中村座と市村座が再び焼失する。	1月18日、本所回向院で、明暦大火犠牲者の50年忌法要が営まれる。
1707	宝永 4	3月8日、日本橋亀井町より出火、大伝馬町、田所町から靈巖島まで延焼、中村座も全焼する。	3月、船の運航に支障を来し、火災の危険もあるため、白魚漁船が減らされる。
1708	宝永 5		3月18日、八王子千人同心が困窮のため、江戸防火の任務を解任される。
1710	宝永 7	1月18日、神田柳原真田邸から出火、日本橋堺町の中村座、葺屋町の市村座も焼失する。 12月19日、柳原松平伊豆守中屋敷より出火、日本	

		橋小網町、伊勢町などを経て霊巖島まで延焼する。	
1711	正徳元	1月4日、未の下刻に芝土器町から出火、海岸までの幅10町、長さ1里が延焼。 1月19日、申の下刻、日本橋新和泉町より出火、霊巖島に至る。 12月11日、神田連雀町から出火、霊巖島まで達する大火となり、日本橋も半焼する。	二度焼けの10町に対して、米1万俵が貸し出される。 前年と二度焼けの36町に米5万俵が貸し出される。
1712	正徳2	2月23日、日本橋新材木町あたりより出火、50～60町を焼き、中村座も全焼する。	1月、日本橋と江戸橋の間に、広小路が設けられる。
1713	正徳3	12月22日、下谷屏風坂下より出火、250町を焼く大火となり、中村座、市村座も焼失する。	12月24日、前年以来二度焼けの町が調査される。
1714	正徳4	11月25日、北本所より出火、幅2町、長さ24～25間にわたり延焼する。	
1716	享保元	1月、この月、大火が頻繁に発生し、特に11日の火事では日本橋や新大橋が焼け落ち、また中村座、市村座などが類焼する被害が出る。	東西南北の4隊に編成されていた方角火消しが、大手組、桜田組の2組に再編成される。
1717	享保2	1月7日、京橋尾張町から出火、木挽町の森田座が類焼する。 1月22日、未の下刻に小石川馬場から出火、中村座、市村座も焼失し、死者100余人を出す大火となる(小石川馬場火事)。	1月、自身番の番人は、昼夜を問わず放火犯の警戒に努めるよう命じられる。 2月9日、幕府は、神田橋外の護持院の地所を取公して護国寺と合わせ、跡地は護持院ヶ原と称される火除け地となる。 6月8日、山王祭では見物人は行儀をよくし、また火の始末を怠らぬよう町触れが出される。
1718	享保3	5月1日、京橋五郎兵衛町より出火、幅20町、長さ100町余りを焼く大火となる。	5月、京橋与作屋敷や金六町、水谷町などの町々火除け地に取公される。 10月、江戸三座の屋根板葺きや上棧敷が許可される。 10月18日、各町名主に対して、町奉行から町火消設置の通達がある。 12月4日、町火消の組合が設置される。
1719	享保4		3月2日、防火のため、路地の上に屋根をつけることが禁じられる。 3月16日、神田元乗物町や神田佐柄木町などのほとりが取公され、火除け地となる。
1720	享保5	1月13日、日本橋堺町から出火、中村座、市村座が焼失。	1月11日、南町奉行大岡忠相が、飛び火を防ぎ、防火に努めるよう各町名主に訓示する。 4月20日、防火対策として、町屋の土蔵造り、塗家瓦屋根建築が奨励される。 4月29日、神田佐久間町、神田紺屋町周辺が取公され、火除け地となり、神田川沿岸に柳が植ええられる。 8月7日、町火消し組合が改正され、いろは47組となり、纏轡(まといのぼり)の制度が設けられる。
1721	享保6	3月4日、牛込御納戸町から出火、焼死者360余名を出す。 12月10日、神田永富町、三河町から出火、中村座、市村座が焼失する。	
1722	享保7		3月6日、髪結床商人に、橋火消しが命じられる。 3月11日、火事場見廻りが初めて設置される。 3月、西久保青松寺前から芝増上寺裏門前にかけて、広小路が設けられる。

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

			9月、火事を拡大させる原因になるという理由で、3日、青山、三田上水が、5日、本所上水が、10月1日には千川上水が相次いで廃止となる。
1723	享保 8		8月14日、火の見櫓の設置が義務づけられる。
1724	享保 9	1月30日、京橋加賀町より出火、木挽町の森田座や芝口御門が焼失し、御門は以後廃止となる。	3月8日、本所深川火事場見廻りが新設される。 5月20日、銅屋根が禁止、瓦葺きの土蔵造りが奨励される。 7月22日、日本橋通りに塗家土蔵造りが命じられる。
1725	享保 10	麻布鳥居坂より出火、品川まで焼失する。	
1727	享保 12		2月27日、麴町及び桜田久保町周辺の家屋を、瓦葺きの土蔵造りにするよう命じられる。
1730	享保 15		1月6日、町火消し47組が、1番組から10番組の大組に分けられる。
1732	享保 17		3月、与力・同心の役掛に風裂廻りが設置され、放火を防止するため、強風の折、牛込、巢鴨、大塚、小石川、本郷、丸山あたりを巡視し、挙動不審の者を捕らえることになる。 7月27日、定火消しと区別するため、江戸城周辺の町の半鐘が廃止され、板木に改められる。
1734	享保 19		12月1日、本所町火消しに、猿江材木蔵火消し出勤が命じられる。
1737	元文 2	5月3日、下谷相生町より出火、上野寛永寺本坊などを焼き、下谷金杉まで延焼する。	3月5日、小日向の焼け跡の町々に瓦葺き、蠣殻葺きが命じられる。 6月17日、和泉橋下谷あたりの家屋に対し、瓦葺き、蠣殻葺きが命じられる。
1738	元文 3		3月、麴町や永田町の家屋に、瓦葺きが命じられる。
1740	元文 5		5月11日、諸大名藩邸の蠣殻葺きの屋根を、翌年中までに瓦葺きにするよう、通達が出される。 よほどの大火以外、江戸城の火災に方角火消しが出動することが免除される。
1745	延享 2	2月12日、午の上刻に青山六道辻から出火、死者1323人、焼失家屋2万8000軒に及ぶ(六道火事)。	
1746	延享 3	2月30日、戌の刻に築地坪内権左衛門邸から出火、中村座、市村座を焼き、翌日浅草へ飛び火、小塚原で鎮火する(坪内火事)。	4月9日、瓦の価格値上げ禁止令が出される。 6月4日、瓦の価格引き下げ令が出される。
1747	延享 4		2月9日、両国橋、新大橋前を除く明地の床見世など、防火に支障を来す物が取り払われるが、14日、寺社境内での見せ物興行に限り許可される。
1752	宝暦 2		1月29日、火事場での野次馬行為が禁止される。
1755	宝暦 5		2月28日、防火用の天水桶、水溜桶を各町で用意するよう命じられ、6月に2度町触れが出される。 3月15日～19日、本所回向院で、明暦の大火の犠牲者の百年忌取越法事が行われる。 6月28日、城郭付近や住宅密集地での花火の打ち上げが禁止される。
1756	宝暦 6	1月15日、日本橋新材木町河岸より出火、中村座や市村座も焼失する。 11月23日、麴町の林信充(大学頭)邸から出火、大名小路や京橋木挽町などを焼き、翌日鎮火する(大学火事)。	12月8日、水溜桶の盗難が発生し、取り締まりが行われる。災害に備え、三浦梅園が慈悲無尺講を起こす。

1760	宝暦 10	2月6日、酉の中刻に神田旅籠町の足袋商明石屋から出火、中村座、市村座や永代橋などを焼き、翌日深川洲崎で鎮火する。類焼町数は126町に及ぶ(明石屋火事)。	12月23日、猿江村木蔵と深川御船蔵の防火に努めるよう、本所深川火消し組合に命じられる。
1761	宝暦 11	9月17日、日本橋堺町の薩摩座より出火、中村座、市村座も類焼する。	
1762	宝暦 12		2月22日、防火建築にすよう奨励されている地域での、瓦葺き屋根設置が励行される。
1764	明和元		2月、平賀源内が火浣布(耐火用石綿の布)を製造する。 10月8日、定火消しのがさつなふるまいが禁止される。 11月8日、町火消しのがさつなふるまいが禁止される。 閏12月25日、各町火消し組に防火用具として竜吐水が支給される。
1766	明和 3	2月29日、日本橋堺町より出火、中村座、市村座が焼失する。	4月8日、芝赤羽橋脇の火除け地が、甘蔗植え場として町医河野三秀に貸し付けられる。
1767	明和 4	4月、八丁堀水谷町弾正橋辺より出火、日本橋、一橋一帯が焼け、白木屋も焼失する。	5月24日、往来に突出している建築物は取り払うか、引っ込めるかするよう命じられる。また商品を路上に積み出す際には許可が必要となる。
1768	明和 5	4月6日、吉原江戸町二丁目より出火、遊郭が残らず焼失する。	
1771	明和 8	4月23日、寅の中刻に吉原揚屋町より出火、遊郭を含め5丁町が全焼し、今戸、橋場、領国周辺に仮宅ができる。	3月11日、本所回向院で明暦の大火の犠牲者の四万日回向修行が営まれる。
1772	安永元 (明和 9)	2月29日、午の下刻に目黒行人坂大円寺から出火、芝、郭内、日本橋、本郷、浅草、千住まで延焼、日本橋や中村座、市村座、吉原遊郭などを焼き、翌日鎮火する(目黒行人坂火事)。また暮れ六時前、本郷丸山菊坂より出火、駒込、谷中、根岸に至る。これらの火事は、死者1万4700人、焼失町数934町に上る大惨事となる。	6月21日、目黒行人坂火事の放火犯、熊谷新宿の坊主真秀(26)が浅草で火刑になる。 中心部から遠距離にあたるため、貸家を多く建てても借人の集まらなかった深川十万坪と六万坪が、2月の大火のため、一転して住宅難となる。
1775	安永 4		2月20日、町奉行付の組合を、町火消しの各組の中から作り、遠方の火事にも駆けつけることが定められる。 4月8日、1町片側30、両側60の水溜桶の設置と、水の常備が命じられる。
1778	安永 7	2月12日、江戸大火。	
1781	天明元	1月9日、日本橋新材木町河岸より出火、葺屋町、堺町、霞町などが類焼し、市村座、中村座が全焼する。 9月30日、夜五つ時過ぎ、浅草伏見町より出火、吉原が殆ど全焼する。	
1782	天明 2	11月20日、浅草で火事が発生する。	11月20日の火事では、消し口を奪い合い、秋田久保田藩火消しと町火消しの喧嘩が起こる。
1783	天明 3	10月28日、丑の刻頃、日本橋小伝馬町一丁目より出火、人形町、葺屋町、堺町、瀬戸物町、宝町などまで延焼、市村座、中村座も焼失する。	
1784	天明 4 用心	4月17日、丑の下刻に吉原水道尻より出火、遊郭を含む5丁町が全焼する。	6月18日、浅草新鳥越町など11カ所での仮宅営業が許可される。

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

		12月27日、大名小路西尾家上屋敷から出火、海手まで延焼し、森田座も類焼する。	
1785	天明5		5月18日、変災時の避難通路として、京橋新両替町に幅2間、長さ50間の新道設置が許可される。
1786	天明6 用心	1月22日、湯島天神門前から出火、神田、日本橋から深川まで延焼、中村座が焼失する。翌日には西久保神谷町から海手まで延焼する。	1月29日、町内で防火に努め、巡回を強化しよう町触れが出され、その後も引き続き警火令が出される。 11月23日、町々に大きな費用負担がかかるため、奉行所付町火消しが廃止される。
1787	天明7	11月9日、吉原角町仲之町より出火、遊郭が全焼する。	3月27日、本鳶人足に防火活動をさせ、店人足は大火の時だけ出勤することとなる。
1788	天明8		10月2日、長谷川平蔵が火付盗賊改に任命される。
1789	寛政元	南日下窪町より出火、幅2町、長さ4町にわたり延焼。麻布永坂も類焼する。	
1792	寛政3		12月9日、防火のため、明地、河岸地に家屋を建てるのが禁じられる。
1793	寛政4	7月21日昼、麻布笄橋より出火、番町、糺町彦根千畳鋪焼失。	
1793	寛政5	10月25日、湯島から出火、日本橋まで延焼し、中村座、市村座も類焼する。	
1794	寛政6	1月10日、麴町から芝新銭座までを焼く大火発生(桜田火事)。 4月2日、亥の半刻に吉原で火災、遊郭が全焼する。	
1795	寛政7		12月18日、町火消し各組に釣瓶が、また場末各組には竜吐水が支給される。
1797	寛政9	11月22日、朝四つ半時頃神田佐久間町から出火、隅田川を越え、木場まで延焼し、3000人の死者が出る。	10月29日、町火消し取り締まりで、人足頭取などが定められる。
1800	寛政12	2月23日、亥の半刻に浅草龍泉寺町より出火、吉原遊郭が全焼、浅草田町ほか6カ所に仮宅ができる。	1月5日、式亭三馬著『伏太平記白鉢巻』に、火消し「よ組」を誹謗する文言があったため、板元である日本橋本材木町一丁目の書物問屋西村新六の店が「よ組」に打ち壊される。
1803	享和3	夏、隅田川花火船が誤って火を落として引火し、川に避難した玉屋の息子が溺死する。	
1805	文化2		2月16日、芝神明社境内で、相撲取りと火消しの「め組」鳶が喧嘩となり、死者、けが人が出る(破壊消防を主体とする鳶人足の需要の高まりにつれ、武家火消し対町火消し、或いは町火消し同士の抗争が生じ、火災都市江戸における社会問題の一つとなる)。
1806	文化3	3月4日、昼九つ時に高輪泉岳寺門前牛町(芝車町)より出火、日本橋や京橋木挽町の森田座を焼き、浅草まで延焼、焼失町数530余、1000人を超す焼死者を出す(牛町(丙寅)火事)。 3月27日、常盤橋内の北町奉行所が呉服橋内に、神田佐久間町の医学館が向柳原に移される。 11月13日、日本橋葺屋町河岸の鬘師友九郎宅より出火、堺町、難波町、蛸殻町まで焼失し、中村座、市村座も焼失する。	4月4～6日、本所回向院で牛町火事焼死者の供養が行われる。牛町火事後、薬湯の入込湯が始められる。 ←この時、土蔵、穴蔵を完備していた火元の友九郎宅では被害が少なく、それを怒った人々から打ち壊しを受ける。
1809	文化6	1月1日、暮れ六つ時過ぎに日本橋佐内町から出火、本所まで飛び火して夜九つ半時鎮火するが、中村座、市村座も焼失するなど、大きな被害が出る。	3月24日、駒込円乗寺で、八百屋お七の127回忌法事が営まれる。

1811	文化8	2月11日、申の刻に市谷谷町から出火、四谷、麻布、芝まで延焼。焼失町屋家数2万、死者は200人を超す。	
1812	文化9	11月21日、夜五つ時過ぎに浅草龍泉寺村より出火、吉原遊郭が全焼する。	
1813	文化10	11月30日、子の刻過ぎ、日本橋高砂町より出火、和泉町、堺町、葺屋町の中村座、市村座及び操り芝居が全焼、更に乗物町周辺まで延焼する。	
1816	文化13	5月3日、吉原京町一丁目から出火し遊郭が全焼する。	5月3日の火事で遊郭が全焼し、深川など4か所に仮宅ができる。
1817	文化14	1月12日、暁八つ時に日本橋新乗物町南側から出火、堺町の中村座、葺屋町の市村座も焼失する。	
1818	文政元	10月17日、浅草山の宿より出火、本所扇橋迄延焼。	
1819	文政2	2月9日、丑の下一刻に京橋新肴町より出火、幅4町、長さ10町余りが焼失する大火となるが、この時鳶人足の喧嘩が発生。134人が処罰される。	6月5日、みだりに葵章の提灯を持って火事場に入りすることが禁じられ、火消しの怠慢が戒められる。
1820	文政3	12月29日、白銀町より出火、本所辺迄焼失。	
1821	文政4	1月12日、上野御山内の火事で、尾張名古屋藩と加賀金沢藩の鳶人足が口論となる。	
1822	文政5	5月4日、京橋木挽町の森田座の控え櫓だった河原崎座の楽屋から出火、周辺の町屋が類焼する。	12月27日、竜吐水の活用や、弥次馬禁止などについて、名主に火事場の取り締まりが命じられる。
1823	文政6	1月12日、麻布古川より出火、八つ山迄延焼、飛び火し、品川本宿より鮫洲迄焼失。 12月25日、龍町より出火、山王、赤坂、青山辺迄焼失。	
1824	文政7	2月1日、神田三川町より出火、日本橋迄焼失。 2月8日、南新堀二丁目より出火する。 4月3日、吉原京町二丁目から出火、遊郭が全焼する。	2月8日、靈巖島あたりで火事が起こるといふ噂が流れ、その通り出火する。この時、町火消し同士の喧嘩が起こる。 7月12日、火事場での口論禁止など、町火消しを取り締まる。
1825	文政8	12月19日、亥の刻に日本橋葺屋町より出火、市村座、中村座が焼失。元大坂町から住吉町、人形町まで延焼する。	
1827	文政10	1月4日、丑の刻に日本橋葺屋町より出火、市村座、中村座が焼失。人形町、甚左衛門町まで類焼する。	
1828	文政11	2月5日、神田多町より出火、本町辺、鎌倉河岸、小川町迄延焼失。	定火消しの郭内出火以外の出勤が免除される。
1829	文政12	2月16日、音羽町より出火、巢鴨辺まで延焼。 3月21日、巳の刻過ぎに神田佐久間町二丁目より出火、日本橋、京橋、芝の37万軒を焼き、中村座、市村座や日本橋も焼失、2800人余りの死者が出る(己丑の大火)。	5月8日～10日、諸宗の寺院にて施餓鬼修行あり。 6月19日、この日から3日間、本所回向院で己丑の大火の供養念仏修行が営まれる。 6月、神田龍閑町から元岩井町にかけて、大火の焼土で火除け土手が築かれる。
1830	天保元	12月23日、日本橋小伝馬町から出火、幅1町半、長さ6町が焼け、中村座、市村座も焼失する。	3月27日、町火消しが差股や大伐鋸などの使用を開始する。 8月5日、己丑の大火の際の焼土で、築地南飯田町地先海面が埋め立てられる(1837年に再度埋め立てられる)。
1831	天保2		火消しの纏が馬籠(ばれん)付きのものになる。
1832	天保3		9月、芝如来寺門前の佐兵衛が、火消し道具として

江戸時代の都市防災に関する考察 (1)

			水車桶という水を汲み上げる器具と、逆さ柄の柄杓の販売を始める。
1834	天保5	2月7日、午の刻に神田佐久間町より出火、中村座、市村座が類焼し、焼失町数470～480余町、焼死者4000人余りを出す大火となる(甲午火事)。	3月24日、春米(つきごめ)屋の多くが類焼し、江戸での米価が高騰したため、3月中に限り在方で春立てた白米を江戸に廻送することを許可し、素人の販売も認められる。 4月12日、この2月から1年間の類焼町々の町会所積金が免除されることになる。
1835	天保6	1月25日、吉原角町の堺屋から出火、郭中が焼失する。 2月21日、再び吉原角町より出火し、郭中が全焼する。	
1837	天保8	10月19日、吉原江戸町二丁目より出火、遊郭が焼失する。	
1838	天保9	4月17日、午の半刻に日本橋小田原町二丁目から出火、幅9町、長さ23町にわたり、日本橋、神田一帯が類焼する。	
1839	天保10	3月2日、申の刻に小石川茗荷谷五軒町より出火、駒込まで延焼し、夜には北本所と麴町より出火する。	1月1日、町火消しの出初め式が禁じられる。
1841	天保12	10月7日、暁七時半時に日本橋堺町の水茶屋から出火、中村座、市村座を含む、幅4町、長さ5町ほどが延焼する。	12月18日、左記の火災のため、江戸三座が浅草猿若町に移転を命じられる。
1842	天保13		2月3日、中村座、市村座、森田座が浅草山の丹波園部藩主小出栄発下屋敷跡に替え地を与えられる。 4月28日からこの地を猿若町と称する。
1843	天保14	4月17日、花火屋玉屋から出火する。	→花火屋玉屋は所払いとなり、浅草誓願寺前に移転する。
1844	弘化元	5月10日、暁七つ時に江戸城平河門内より出火、江戸城本丸が焼失する。	5月、再建の御用金が江戸の商人に8万5000両割り当てられる。
1845	弘化2	1月24日、丑の中刻に青山権田原から出火、麻布、白金、高輪海辺まで延焼、武家屋敷400、町屋126町を焼き、多数の死者が出る(青山火事)。 12月5日、吉原京町二丁目から出火、遊郭が全焼する。	3月6日、町火消しに水鉄砲を備えさせる。
1846	弘化3	1月15日、未の下刻に小石川馬場向小横町から出火、焼失町数290に上り、日本橋も全焼、多数の死者を出す。 3月27日、蛮社の獄で捕らえられていた高野長英が、火事に乗じて脱獄する。	2月3日、類焼後の片づけに雇われた鳶人足のうち、金銭をねだる者があり、取り締まりを実施する。
1854	安政元	11月5日、亥の刻に浅草聖天町より出火、猿若町の中村、市村、森田座を全焼、本所まで飛び火する。	3月5日、板橋宿で火薬が爆発、22日には小山村御岳の森で、4月6日には牛込矢来下で、6月11日には淀橋で火薬の爆発事故が類発する。 4月24日、火薬取り扱い注意の触れが出される。
1855	安政2	10月2日、夜四つ時に大地震が発生。死者3895人、倒壊家屋1万4346戸、各所から出火する。吉原遊郭や江戸三座も全焼する(安政の大地震、地震火事)。	10月、鯨絵が大流行する。
1856	安政3		10月2日、本所回向院で明暦の大火犠牲者200年忌法要が営まれる。

1857	安政4		閏5月、神田龍閑町より元岩井町にいたる火除け土手が撤去される。
1858	安政5	1月9日、亥の下刻に浅草猿若町三丁目の森田座より出火、市村座も焼け、聖天町や瓦町まで延焼する。 11月15日、丑の刻に神田相生町より出火、幅7町、長さ22町町数 250余りを焼く大火となり、日本橋も半焼する。	11月、神田佐久間町に御救い小屋ができる。
1859	安政6	2月22日、丑の刻過ぎに青山穂田町から出火、四谷を経て小石川音羽町まで延焼、幅4町、長さ1里8町が焼失し、死傷者も多数出る。	
1860	万延元	8月27日、暮れ六つ時に浅草猿若町一丁目より出火、鳥越周辺まで延焼し、中村、市村、守田座も焼失する。 9月29日、亥の刻過ぎに吉原江戸町二丁目より出火、遊郭が全焼し、放火犯として遊女らが逮捕される。	
1862	文久2	11月14日、吉原京町一丁目より出火、遊郭が全焼する。	10月、本所火事場見廻り役が廃止される。
1864	元治元	1月26日、吉原江戸町一丁目より出火、遊郭が全焼する。 4月22日、守田座芝居茶屋から出火、江戸三座が全焼する。	1月9日、火の用心、市中見廻りなどの取締令が出される。 6月12日、浮浪者が江戸に潜伏し、放火などをす るおそれがあるとして警戒体制がとられる。 7月11日、嚴重な取り締まりが命じられる。
1866	慶応2	11月11日、吉原江戸町一丁目大栴屋から出火し、遊郭が全焼する。	
1867	慶応3		9月14日、人口が増えたため、3階建て住宅が許可される。
1867	明治元	5月15日、上野の彰義隊を官軍が攻撃する。上野、下谷、本郷付近に火災が起り、焼失1200戸に及ぶ。	